

# 土壌環境行政の最新動向

2010年9月8日

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

根木 桂三



# 土壤汚染対策の歴史(市街地汚染)

- ・ 1975年 化学工場跡地(東京都江東区・江戸川区)の六価クロムによる土壤汚染が表面化
- ・ 1980年代 トリクロロエチレン等による地下水汚染が社会問題化 等
- ・ 1986年 「市街地土壤汚染に係る暫定対策指針」の策定
- ・ 1991年 「土壤の汚染に係る環境基準(土壤環境基準)」の設定
- ・ 1994年 「重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針」の策定

土壤汚染対策全般にわたる法制度が整えられることはなく、土壤汚染の調査、除去等の措置の実施に関する指針に基づき、行政指導という形で対策を推進

# 土壌汚染問題の特徴と対策法制

- 過去の負の遺産、ストック型の汚染
- 汚染対象は土地という私有財産
- 汚染があっても土地利用状況によっては健康被害のおそれがないことも



**整理すべき問題が多く、法制化が難航**

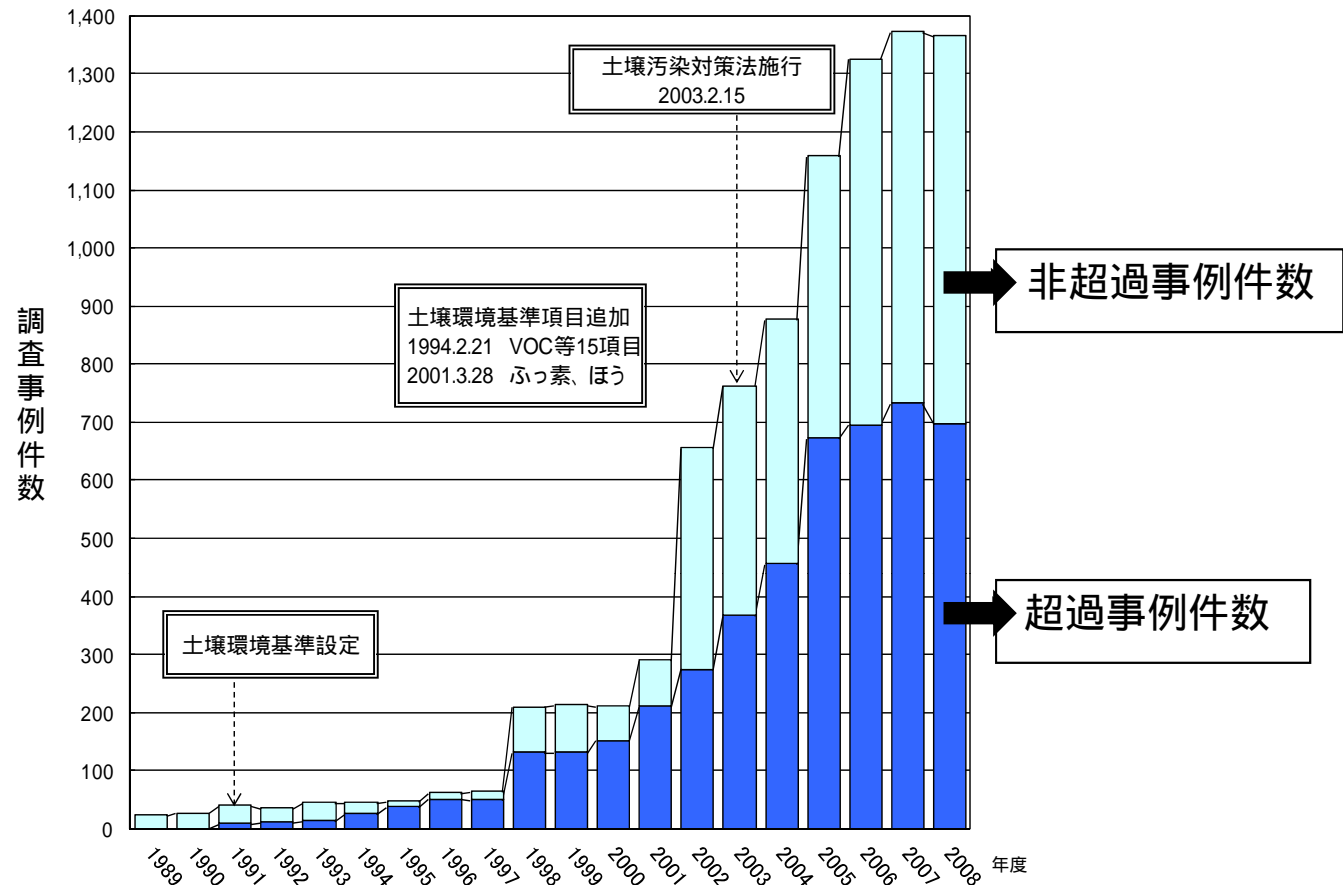
\* 廃棄物焼却施設の周辺土壌から高濃度ダイオキシンが検出され社会問題化

1999年にダイオキシン類対策特別措置法が制定

\* 土壌汚染の判明事例の増加・健康不安の増大、調査・対策のルール化が必要

2002年に土壌汚染対策法が制定(2009年に改正)

# 年度別の土壌汚染判明事例

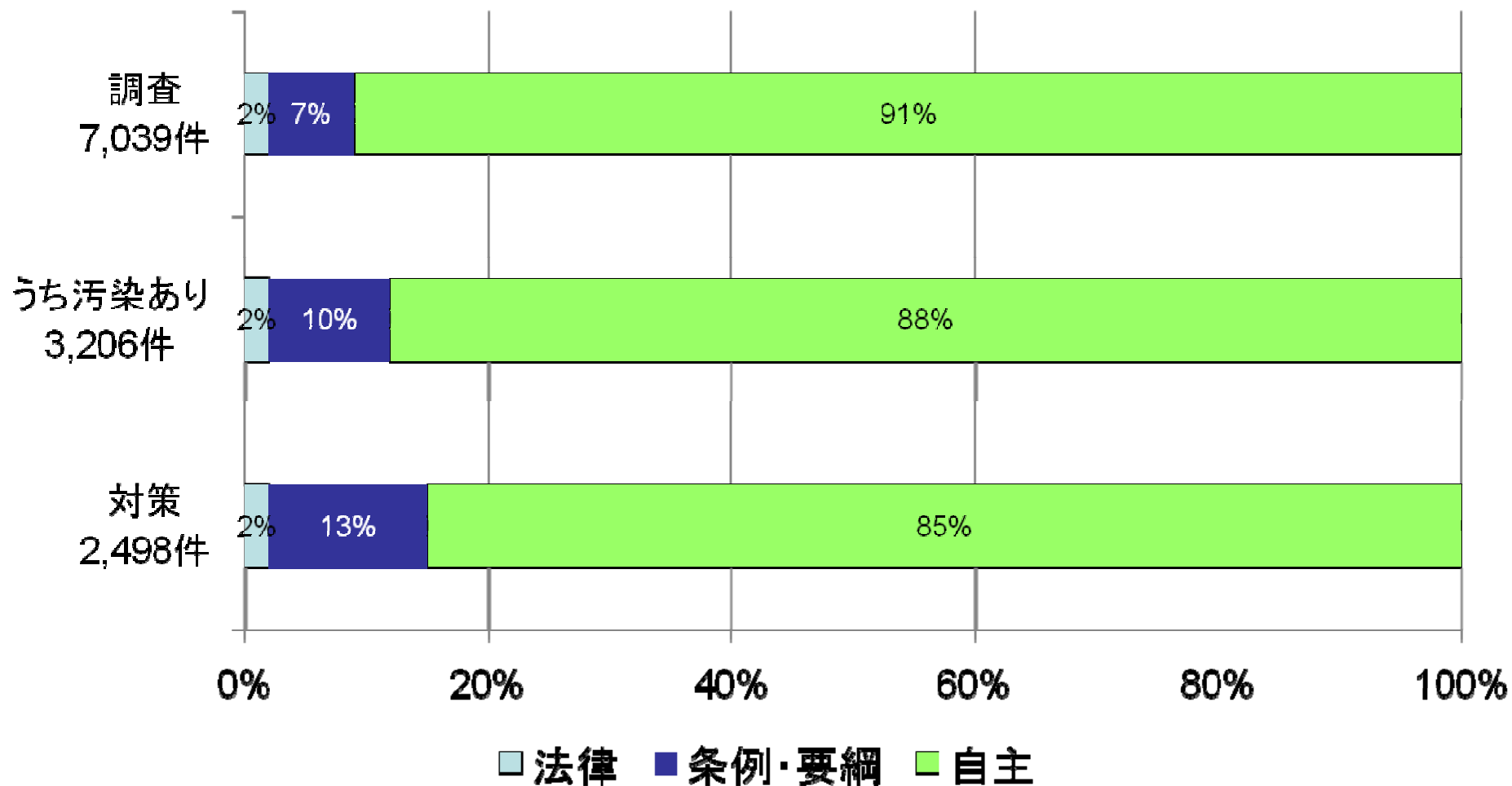


年度	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,158	1,325	1,373	1,365	8,965
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	90	164	185	265	244	239	1,187
超過事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	672	695	733	697	4,706
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43	48	77	81	71	341

- 注1) 集計の対象は、1975年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が1975年度以降に把握した、1974年度以前に行われた調査件数についても計上している。
- 注2) 各年度の集計基準は以下の通り。  
 「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事(政令市長)にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。  
 「超過事例」は、法に基づく事例は指定区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
- 注3) 法に基づく調査事例は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

# 課題1. 法に基づかない土壌汚染の発見の増加 (法改正前)

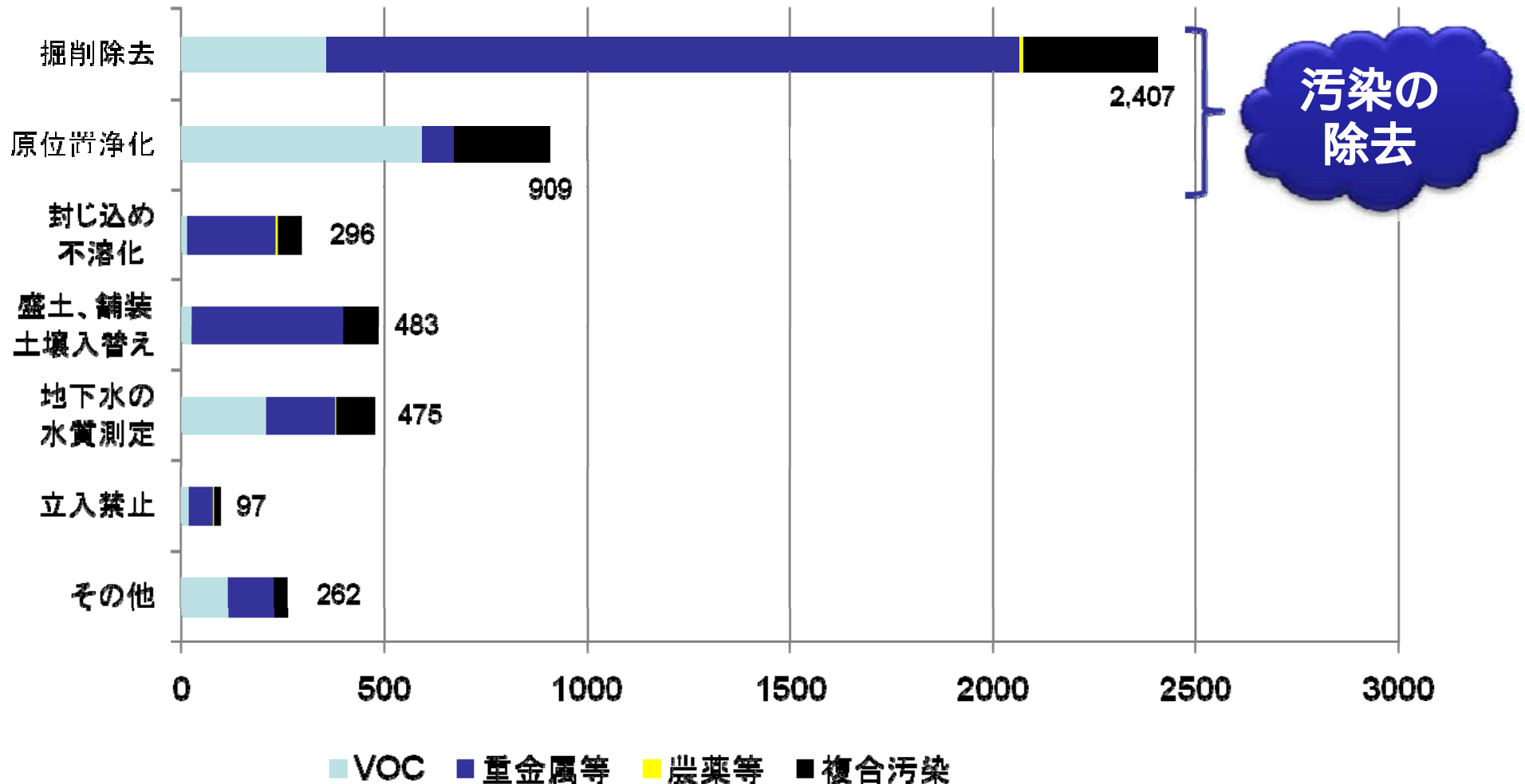


土壌環境センターが会員企業166社を対象に、平成19年度の受注調査  
(元請の調査・対策で土壌採取によるもの)について、調査(123社が回答)

# 課題2：掘削除去の偏重(法改正前)

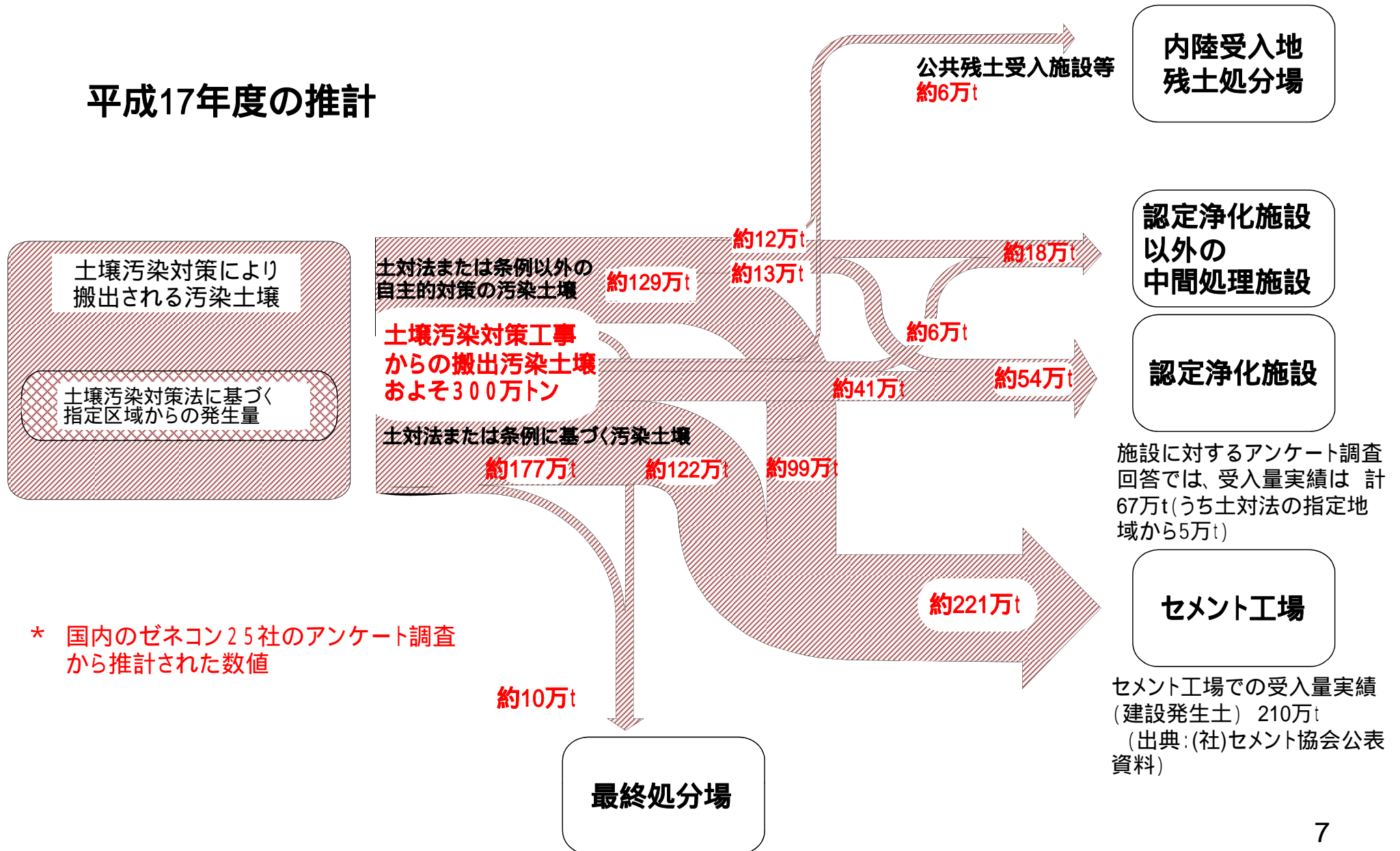
平成3～19年度の対策累計：4,929件

累計は延べ数



# 対策による搬出土壌の流れ(法改正前)

平成17年度の推計



\* 国内のゼネコン25社のアンケート調査から推計された数値

# 課題3: 汚染土壌に関する不適正処理事例 (法改正前)

## 六価クロム汚染残土放置 (平成18年7月、東京都)

残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者(汚染を承知済の購入者)による汚染土壌の処理を実施した。



汚染土量  
約15000m<sup>3</sup>



## 水銀汚染土壌不適正処理 (平成18年11月、埼玉県)

埼玉県の体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土壌が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることになっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。

千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土壌は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



業者の計画では  
約270m<sup>3</sup>を処理  
する予定だった。



## ひ素汚染残土のたい積 (平成18年10月、千葉県)

残土の一時堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。



# 法施行を通じて明らかになった課題と対応

## 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

- 発見された汚染土壌の適正管理への不安

*土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充*

## 掘削除去の偏重

- 環境リスク低減の観点から問題
- 土地所有者等の過剰な負担

*規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等*

## 汚染土壌の不適正処理による汚染の拡散

- 不適正処理事案の発生

*搬出土壌の適正処理の確保*

# 改正土壤汚染対策法のポイント その1

## 土壤汚染状況の把握のための制度の拡充

一定規模(3,000㎡)以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令

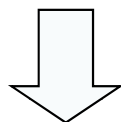
自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定し、適切に管理

都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務

# 一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令の創設(第4条)

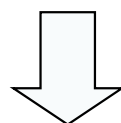
土地の形質の変更の届出を受けた都道府県知事が、当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤汚染状況調査の実施命令を発出することとしている。

## 一定規模(3000㎡)以上の形質の変更の届出

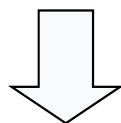


以下のすべてに該当する場合は、届出対象外  
形質変更の区域外へ土壤搬出せず  
形質の変更に伴い周辺への土壤の飛散・流出  
が生じない  
形質変更が深さ50センチ未満 等

## 汚染のおそれの基準の該当性判断



## 調査命令の発出



**調査実施**

### 申請事項等

#### 申請書に記載する事項

・形質の変更の場所、着手予定日等

#### 申請書への添付書類

・形質の変更をしようとする場所を明らかにした書類、他の所有者等の合意書

### 汚染のおそれを判断する資料の例

公的な届出資料(法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの)  
土地所有者等から自主的に提出された  
土壤汚染調査・対策報告書

### 汚染のおそれを判断する土地基準

特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地  
特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地  
特定有害物質を製造・使用・処理していた土地  
特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地(環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く)  
その他 から までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

# 改正土壌汚染対策法のポイント その2

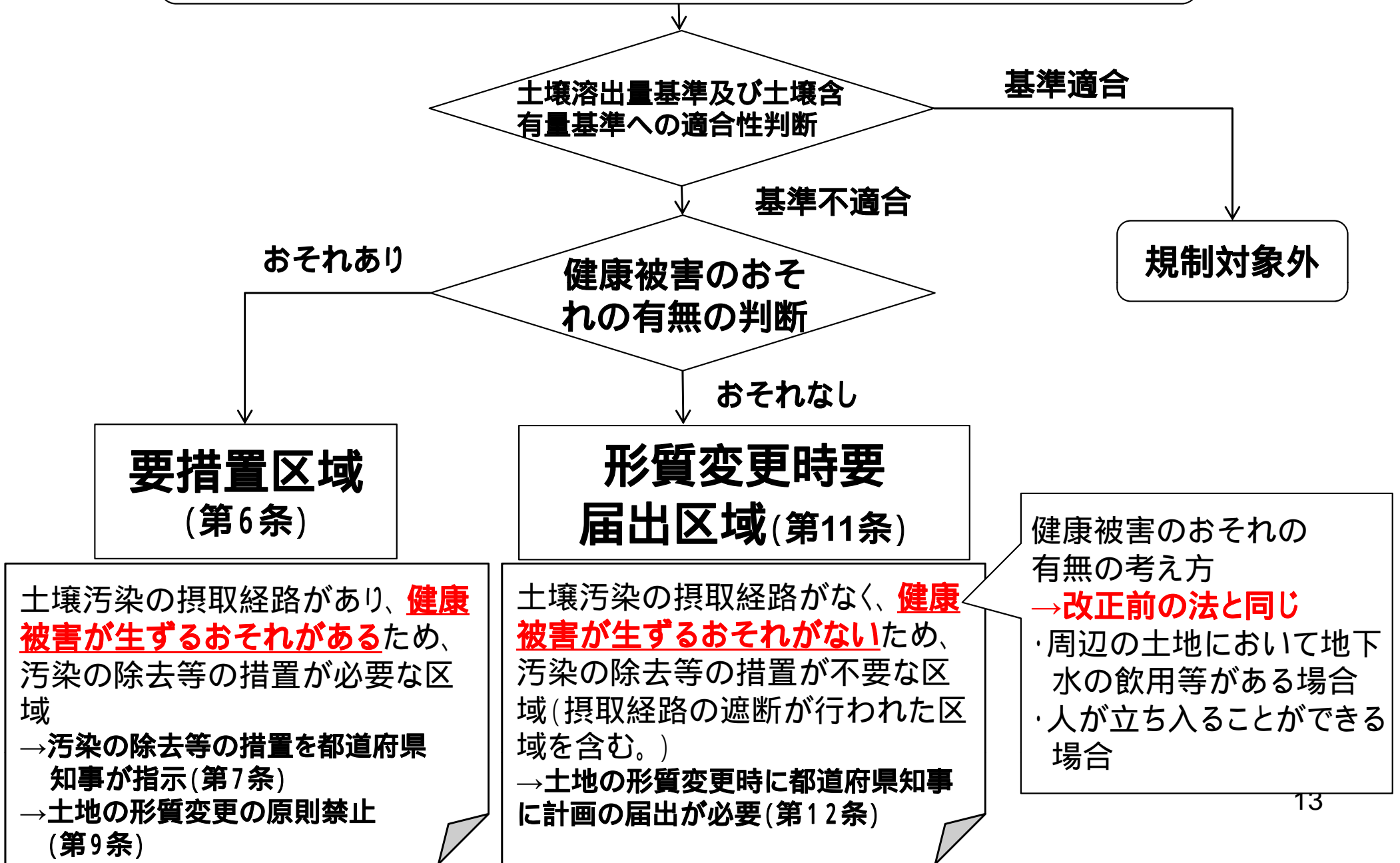
## 規制対象区域の分類等による 講ずべき措置の内容の明確化

### 区域の分類化と必要な対策の明確化

- ・盛土、封じ込め等の措置が必要な区域(要措置区域)  
都道府県知事が必要な措置を指示  
措置後は、形質変更時要届出区域に指定又は解除
- ・土地の形質の変更時に届出が必要な区域  
(形質変更時要届出区域)  
人体への摂取経路の遮断が確保された区域

# 「要措置区域」「形質変更時要届出区域」の指定プロセス

## 土壌汚染状況調査結果の行政への報告



# 改正土壤汚染対策法のポイント その3

## 搬出土壌の適正処理の確保

要措置区域・形質変更時要届出区域内的の土壤の区域  
外への搬出の規制

(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)

搬出土壌の処理業についての許可制度の新設

(処理基準に違反した場合の改善命令等【罰則担保】)

搬出土壌に関する管理票の交付・保存の義務

# 汚染土壌の搬出時における規制

要措置区域、形質変更時要届出区域内の土地の土壌を、これらの区域外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する14日前までに、都道府県知事に届け出る必要があり、運搬の方法が運搬基準に違反し又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していない場合は、計画変更命令が発出される。また、運搬基準に従って、適正な運搬がなされていない場合又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合は、措置命令が発出される。

## 汚染土壌の搬出時の届出

以下の場合、届出対象外  
非常災害の場合  
試験研究に用いる場合

計画が運搬基準に違反している  
等の場合は計画変更命令が発出

## 運搬基準に従い汚染土壌の運搬

適正な運搬でない場合、汚染土壌処理業者に処理が委託されなかった場合には措置命令が発出

## 届出事項

### 届出書に記載する事項

・汚染土壌の汚染状態、体積、運搬方法、汚染土壌を運搬・処理する者の氏名又は名称、汚染土壌処理施設の所在地、搬出の着手・完了予定日、要措置区域等の所在地、自動車の所有者の氏名、保管施設の所在地 等

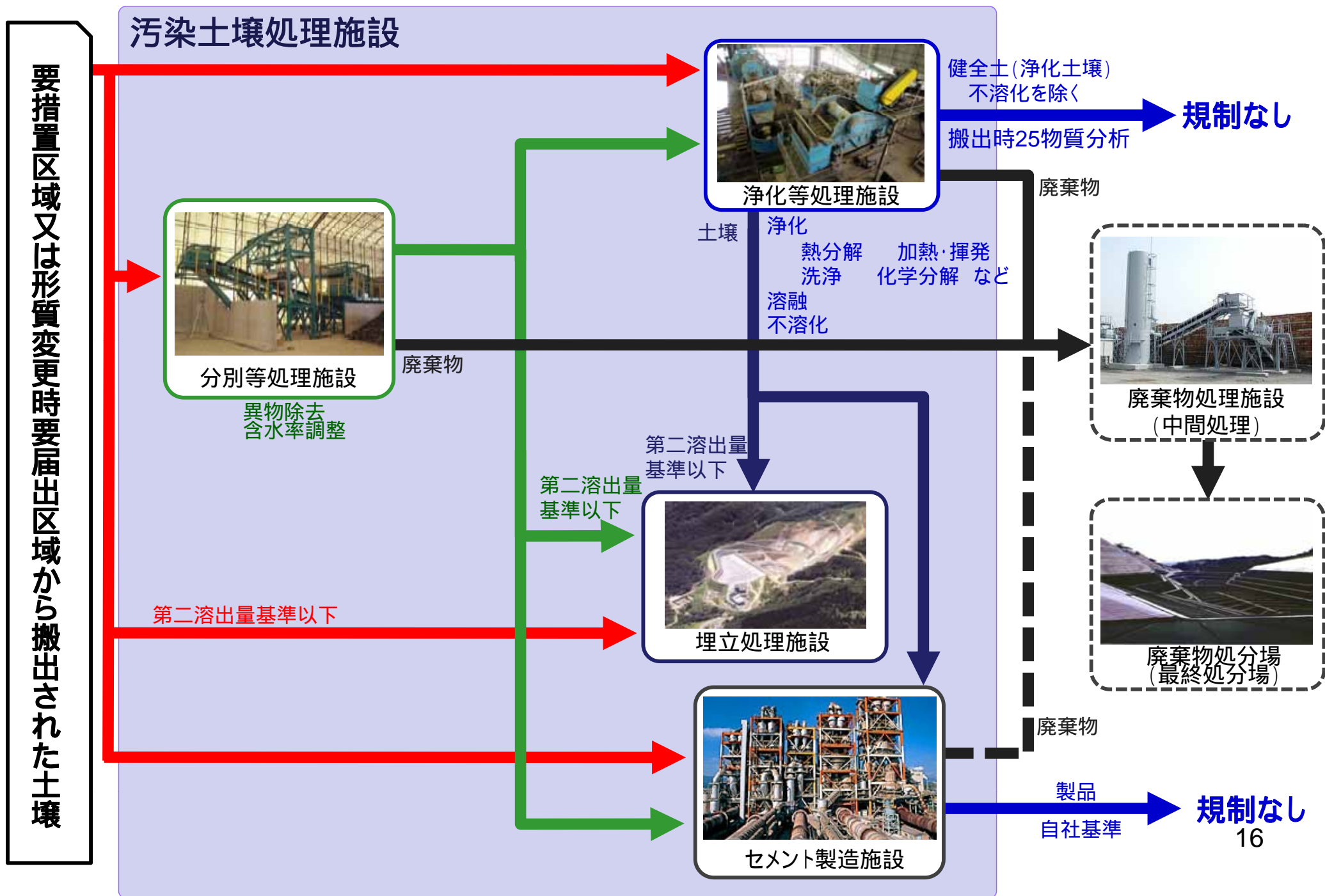
### 届出書への添付書類

・要措置区域等の図面、管理票の写し、自動車・保管施設の構造を記した書類、処理の委託を証する書類、汚染土壌処理業の許可証の写し 等

## 運搬基準

特定有害物質の飛散等の防止措置  
汚染土壌を運搬している旨の表示  
混載等の禁止  
積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定  
管理票に関する規定 等

# 汚染土壌の処理の内容と施設の定義



# 汚染土壌処理施設の許可及び汚染土壌の処理に関する基準

汚染土壌及びその処理に伴って生じた汚水等が飛散し、揮散し、流出し、地下に浸透すること等を防止するための基準

汚染土壌処理業を行うには、汚染土壌処理施設ごとに都道府県知事の許可(汚染土壌処理施設の構造基準等に適合していることが必要)を受けなければならない。  
また、汚染土壌の処理に際しては、汚染土壌の処理に関する基準に従う必要がある。

## 1 . 汚水の公共用水域又は下水道への排出に関する規制

- ・水質汚濁防止法に規定する排水基準に適合する排水水での排出
- ・排出される水の測定義務

## 2 . 汚染土壌の処理に伴って発生するガスの大気への排出に関する規制

- ・カドミウム、塩素等特定有害物質のうち大気汚染防止法に規定する排出基準に適合しない気体の排出の禁止
- ・水銀、ジクロロメタン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン等の測定義務

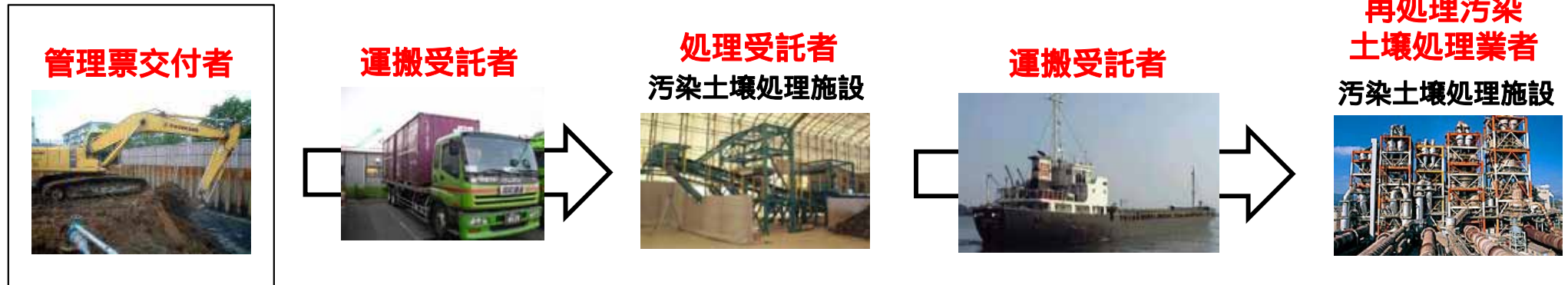
## 3 . 汚水の地下浸透(土壌汚染)の防止に関する規制

- ・床面、壁面は汚水が浸透しない材料で築造され、又は被覆されている
- ・地下水の測定義務

## 4 . その他

# 汚染土壌管理票の流れ

要措置区域等  
からの搬出



第20条 管理票による管理

第22条第6項 汚染土壌の処理基準  
(第20条に準じた管理票: 2次管理票による管理)

## 管理票の交付・保存義務

汚染土壌を搬出する者(管理票交付者)は、運搬受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害の場合等を除く。

運搬受託者は、汚染土壌の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。

処理受託者は、汚染土壌の処理を終了したときは、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者、運搬受託者に管理票の写しを送付しなければならない。

管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壌の運搬、処理が終了したことを管理票の写しにより確認し、5年間保存(運搬・処理受託者も同様)しなければならない。

## 処理基準に基づく管理票による管理

汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に搬入するため、その土壌の運搬を他人に委託する場合には、当該運搬受託者に対し、管理票を交付しなければならない。

分別等処理施設又は浄化等処理施設(処理受託者)から搬出された汚染土壌の引渡しを受けた再処理汚染土壌処理業者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、その写しを処理受託者に対して送付しなければならない。

# その他の改正土壤汚染対策法のポイント

## 指定調査機関の信頼性の向上

**指定の更新制度の導入(5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効)**

改正前に指定を受けている指定調査機関は、平成22年4月1日に改正後の法による指定を受けたものとみなす。

**技術管理者の設置、技術管理者による監督義務の新設  
(技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者)**

改正前に指定を受けている指定調査機関における改正前の省令に基づく「技術上の管理をつかさどる者」については、平成25年3月31日までの間は、技術管理者とみなす。

**指定調査機関の指定の基準の厳格化(技術管理者の適正配置)**

**業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務の新設等**

**環境省ホームページアドレス(土壌関係)**

<http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

**土壌汚染対策法、土壌中のダイオキシン対策、農用地土壌汚染対策等について各種資料・情報を掲載しています。**

**ご参照ください。**